

鳥取県西部広域行政管理組合  
一般廃棄物処理施設意見調整委員会（第3回）会議録

開催日時 令和6年1月25日（木）午前9時30分～午前11時50分まで

開催場所 米子コンベンションセンター 3階 第1会議室

出席委員等 【委員】

田村 真一、松田 久永、伊達 勇介

【彦名校区自治連合会】

会長以下5名

【鳥取県西部広域行政管理組合】

事務局長 三上 洋

ごみ処理施設整備課 課長 生田 公志

〃 課長補佐 大峯 正人

〃 課長補佐 加藤 公教

傍聴者数 4名（彦名校区自治連合会関係0名、一般4名）

公開・非公開 公開

次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

（2）次回委員会の会議の公開・非公開について

4 その他

5 閉会

会議内容

1 開会

（事務局）

- ・委員会設置要綱第5条第3項に基づき、委員総数5名のうち3名の出席により過半数に達していることから会議が成立している旨を報告。

2 委員長あいさつ

（委員長）

- ・第2回の続きの議論を進めたい。
- ・委員には、専門的な立場から率直な意見をお願いします。
- ・本日の会議の公開・非公開について、第2回委員会において公開すると決めており、非公開情報に該当する事項はないと考えるので、公開としたい。

（委員）

- ・異議なし。

### 3 議題

(1) 要求書に記載されている彦名地区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

#### ①事業の実行性（補足説明）

（組合）

- ・ 前回の委員会で、彦名校区自治連合会から「中間処理施設と最終処分場をあわせた経済合理性について、組合の説明では彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合と尾高・日下に両方の施設を整備した場合、前者のほうが20年間に約10億円経済的に優れるという組合の説明があったが、最終処分場は新山・陰田町が選ばれたので、最終処分場が同じならその差は縮まり、彦名町のほうが4億6千万円、安価になる。さらに彦名町の建設候補地における地盤改良、杭打ち及び新たな進入路の設置の経費を考慮してもなお彦名町に経済的な優位性があるのか。」という意見に対する説明を行う。
- ・ 彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合と、尾高・日下に両方の施設を整備した場合での経済合理性を比較したのは、用地選定方針における候補地の抽出条件では最終処分場は中間処理施設と同一の敷地内または近隣での設置を目指すこととなっていた。しかし、中間処理施設の第1順位を彦名町内、最終処分場の第1順位を新山・陰田町地内とされたことにより、同一敷地内または近隣での設置とはならなかったため、同一エリアで中間処理施設と最終処分場を整備する場合の経済合理性を確認するためであった。その結果、設置場所が離れていても経済性において合理性があることを確認した。（約11億円/20年間）
- ・ また、彦名町に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備する場合と、仮に、尾高・日下に中間処理施設、新山・陰田町に最終処分場を整備した場合の経済性を比較した場合には、ご指摘のとおり彦名町のほうが年間約4億7千万円、経済的に安価となる。
- ・ 二次評価における経済性の評価については、インフラ整備費、施設整備費、運搬費を評価項目としてあらかじめ設定されていた評価基準に基づいて評価された。敷地造成費の中に地盤改良の経費は含まれており、幹線道路から施設までの取付道路の整備費は、用地選定の段階では、最も合理的なルートとして既存の市道下彦名西13号線を改良することを想定した経費を見込んで評価が行われた。彦名町は尾高・日下に比べ施設整備費は高額となるが、経済性の総合評価においては、インフラ整備費や収集運搬費が安価となるため、合計で約4億6千万円経済的に優れている。
- ・ 参考までに、第7回用地選定委員会で、基礎杭の施工費を考慮した場合の経済性について大きな差がないことを確認されている。また、基礎杭の施工費を含めた経済性による評価点を試算し、基礎杭の施工費を含まない経済性の評価点と比較したところ、大きな違いはなく一次評価と二次評価を合わせた総合評価点の順位に変動がないことを確認した。

（彦名校区自治連合会）

- ・ 今のところ、出された数値が正確かどうか判断しにくいですが、それなりに専門家が試算した数字ということで、まずこの数字をある程度信用するしかないと思う。
- ・ 鳥取県西部地震で彦名は5強だった。そんなに大きい揺れではなかったが、競馬の関係の建物は、あれだけ杭をたくさん打ったのにかなりの傾き、破損が起きたと従業員さんから聞いた。ま

た、広大な駐車場がほとんど波を打った状態になったと聞いている。果たしてこれだけの金額で安全性を担保できるのか非常に疑問に思っている。この計算で建てて、結果が悪ければ遑って責任を追及されることになると思うので、できれば最終合計額のみ出すのではなく、この内訳を出していただけたらと思う。そうすれば私どももある程度専門家と面識があるので、確認ができると思う。ここは一番経済性のところの重要なところで、慎重に検証する必要がある。

(委員)

- ・杭打ちは、地震が起きることを想定した杭打ちの本数なのか、そういうことは一切ないという状態である土地における単純な杭打ちで建物を建てるための本数になっているのかどちらか。

(組合)

- ・固い地盤の深さを考慮して杭の長さを決めているが、あとは同じ条件で試算された。
- ・杭打ち経費の試算について資料を委員会に提出する。
- ・詳しくは確認する必要があるが、一般的には建築基準法に基づいて建築していくことから、建築基準法の中で、耐震の基準も定まっており、必要となる措置としての工事をやった場合の工事費がこういう金額になると理解している。

### ③最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性（補足説明）

(組合)

- ・前回の委員会で、彦名校区自治連合会から「組合の説明では尾高・日下には800m離れたところに煙突の高さと同程度の標高に住宅地がある。一方、彦名町にはそのような土地がないので彦名町に優位性があるということであるが、下に弱い風が吹けば建設候補地から120m離れたところにある住宅に煙が漂うことも考えられるので、彦名町に優位性があるというのはおかしいのではないか。」という意見に対しての説明を行う。
- ・煙突の高さを59mとして地表面における排ガスの影響を予測した結果、年間を通じた影響（長期的評価）、一時間当たりの影響（短期的評価）について、両候補地とも環境基準等に整合することから、地表面における煙突排ガスによる影響は軽微と予測されている。ただし、両候補地には、周辺の地形に大きな違いがあり、尾高・日下は煙突の高さと同程度の標高に住宅地があるが、彦名町にはそのような土地がない。標高の高い土地では、平地と比べて煙突排ガスの影響を受けやすいことから、彦名町に優位性があるとしたもの。
- ・通常、煙突から排出された煙は、吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流、希釈により大気中に拡散するので、施設の周辺の平地にはほとんど着地しない。施設近くの平地に着地する濃度が高くなるのは、大気状態が最も不安定で煙が鉛直方向に拡散した時である。一方、煙突と同じ標高の住宅地は、大気状態の安定・不安定に関わらず風向きによっては煙が到達する可能性が高い。
- ・大気安定度とは、大気の上下混合の程度を表す指標であり、大気が不安定な時には煙が鉛直方向に拡散するので、最も大気が不安定な時ほど、近くに着地する可能性がある。逆に安定していれば地表にはほとんど到達せずに遠くのほうに拡散する。大気安定度の出現頻度を整理したところ、大気が一番不安定な状態の出現率は0.47%である。また、濃度と距離の関係については、一番濃度が高くなるのは、700mから800mあたりで、400m以内にはほとんど降下しないという

予測であった。

(彦名校区自治連合会)

- ・大気が最も不安定な時、700mから800m煙突から離れたところで影響が高くなり、尾高・日下の高いところの民家への影響が懸念されているとのことだが、彦名町の施設敷地から120m地点にある民家に対する影響度と大きく変わらないと推察されるが。

(組合)

- ・大気が不安定な状態のときは、地表に落ちることがあるが、その頻度は低い。一方で、安定状態のときには、煙が横にたなびく状態であり、その頻度は、はるかに高いということで、大気の安定・不安定にかかわらず、標高の高いところには煙が到達する頻度が高い。

(委員)

- ・年間を通じて、尾高・日下の標高の高いところの住宅の方向に向かって風がどの程度吹くのかというデータはあるか。

(組合)

- ・資料3の24ページ、25ページに、排ガスの周辺大気への影響を示している。煙突の高さを59mに設定し、地表付近(煙突の高さが0mの地点)にどれだけ降ってくるかということ予測したもの。大気が安定状態のときは煙突の下の方に浮遊物質が下りてこないで、大気が不安定な状態の時に、どちらの方向に影響が出てくるのかということを表したものであり、年間の風向の傾向を表しているものではない。
- ・尾高・日下の場合は煙突と同じ高さのところに住宅があり、大気が安定状態で地表付近に降りてこなくても、風向によっては影響がある。
- ・調査した風向のデータを補足資料として提出する。

(彦名校区自治連合会)

- ・風向のデータは米子特別気象観測所のデータか。

(組合)

- ・年間を通じたものはそのとおり。最終候補地調査については、一か月間の現地調査のデータもある。

(彦名校区自治連合会)

- ・米子特別気象観測所と彦名町では、風向きや風速が全然実感的に違うと思うので、一年間通じて現地で調査してもらいたい。

(組合)

- ・第1回委員会資料(資料2-1-1)は、地元説明会において地元の皆さんからいただいた今のようなご質問に対し、補足説明させていただくために追加で作成し、説明会を順次行った最後の2回に配布したもの。通し番号62ページのシミュレーションでは、風向・風速については米子特別気象観測所のデータ、日射量については松江地方気象台のデータを使っている。主風向は、南南東の方向が最も多いが、米子の観測所と現地では風向が異なっているので、最終候補地の現地で一か月間、風向等の調査をして、風向を合わせるために角度の補正し整合を図り、予測を行った。
- ・煙突排ガスが地表付近に影響を及ぼすのは、風が弱く、大気が不安定で、浮遊物質が遠くへ行か

ないとき。現地で生活されている方が感じやすい風向きというのはおそらく風がそれなりにある時、風が強いときに感じられる風向きであると思うが、それとはまた別の要因で地表に降りてくる。

- ・要望されている一年間を通じた調査については、施設を建設する際には、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づいて、大気だけではなく様々な環境関係の調査を実施することとしており、長期間の調査についてはそのような手順で進めるような規定があるので、そちらで調査をさせていただき、その中で、対策が必要な事項があれば施設の整備計画の中に盛り込んでいくといった手順で進める。
- ・今回の現地での調査は用地を選定する段階での調査であり、他都市の様々な事例と比べると、かなり丁寧な形で用地を選定させていただいていると考えている。

(彦名校区自治連合会)

- ・法規制の基準値よりもはるかに少ないものが出るという説明を受けた。しかも 800m先では十分に拡散すると思うので、ほぼリスクはない。実際に日下の 800m離れたところに民家が二軒あるとのことだが、どれぐらいの頻度でそういう風が吹いてそれによってどういう影響が出るかということが説明されない限りは両方とも影響がないということになると思う。あまりにもその辺が実態と合わないというか、頭の中では考えてあるが、実際には議論になっていないと思う。

(組合)

- ・大気については、二段階ある。まず影響の有無、これについては優位性が無いという判定であるが、ただ地形によって大きな違いがある。地表付近に降下物質が下りていくことについては非常に限定的な条件の時に起こり得る。一方、尾高・日下については、煙突の高さと同程度の高さには集落があるということで、風向によっては、大気が安定状態であっても到達しやすい。個々の地形、集落の高さと煙突の高さの関係性においては、彦名地区と尾高・日下地区とを比べた場合には、ご心配の声が大きいであろうということで、これは影響の有無で判断したのではなく、どちらに優位性があるかというところで考えており、ここに大きな違いがあるということで優位性があると判定されたということである。

(彦名校区自治連合会)

- ・優位性の話は分かったが、そういうことであれば彦名の候補地の近くに農業用のため池がある。頻度としては非常にそこに煙が落ちるといふ資料をいただいている。農業関係者はこのことを非常に心配しておられて、いくら微量といえども何十年と経てばたまっていくのではないか。それを作物の生育に使うことは非常に懸念しているという話も聞いており、800mの高さに家があるということだけにとらわれた優位性の判断のように思う。この最終評価というのはおそらく、もともとはこの優位性をつけるためのものではなかったと考えている。そうしないとこの最終評価の結果は見る角度によって、ある時は日下優位に、ある時は彦名が優位にと明確な基準が見えてこない。その基準すら我々は示してもらえない。一次評価と二次評価は点数表があって、それが十分議論されたかどうかかわからないが議論した痕跡がある。ある程度信頼感をもってその点数を見ているが、この最終評価に限っては、当初、優劣をつけることを想定していなかったのに、令和 4 年の 10 月ごろに最終評価をしようとして、市長副市長に答申するのは翌年の 3 月、日程的に非常にタイトだったので、その荒っぽいやり方で優位性を判定されてもなか

なか納得できない。

(組合)

- ・最終候補地調査については、第4回の用地選定委員会までに評価基準が作られている。当初は、候補地の確認調査ということで、文化財と生物の調査、そして環境影響予備調査として大気・騒音・振動等を実施し、その中で事業の実施に大きな支障があるだろうと予測された場合には、次点の候補地でさらにまた調査を行うという手順が決められていた。したがって、最終候補地調査を実施する前に、候補地の決め方の手順としては、基準の中で定まっていた。そしてスケジュールがタイトであったという指摘については、当初、用地選定のスケジュールとしては、令和4年8月までを想定したスケジュールとしていたが、まずこの調査等に時間がかかる。そして一次評価・二次評価においてもかなり審議に時間がかかるということで、用地選定委員会を2回追加させていただいた。8月の予定が翌年の3月になったということで、我々としては、決してスケジュールありきで進めたものではない。

(委員)

- ・大気のところで、補足資料の短期的評価の単位は、時間あたりの数字か。

(組合)

- ・調べて回答する。

(委員長)

- ・大気が安定していた場合、距離が離れるにしたがい濃度としては薄まっていくのか。

(組合)

- ・距離が離れば濃度は薄くなる。

(委員)

- ・建設予定地と日下の同程度の高さの住宅地までの距離が1kmくらいで、その場合、どの程度の濃度になるか予測されているか。

(組合)

- ・予測はしていない。資料3の27ページにわかりやすい断面図を載せている。この煙突の下のところを地表として、そこに降りてくる予測であり、シミュレーションのソフトウェアには地形データは入っていない。したがって、この煙突の高さと同程度の集落到どの程度影響があるのかというデータはない。

(委員長)

- ・同程度の高さに集落があるという点で優位性の判断がなされたということか。

(組合)

- ・環境基準という基準があり、規制値ではないが、この範囲に関しては、年間平均であろうと一日あたりの最大であろうと両地点とも超えることがなく、影響はないということで優位性の判定はしていない。それはデータに基づき評価したが、この地形と集落の関係、煙突の高さとの関係が大きく違うということについては、事実をもって優位性が判定されている。

#### ⑧最終候補地評価の箇所数を変更したことの妥当性

(組合)

- ・当初 1 か所だった最終候補地調査の箇所数を二か所にしたことの説明は、整理番号⑧ですることとなっていたが、最終候補地調査の妥当性や必要性に関連があるので、順番を変えて先に説明させていただいてもよいか。

(委員長)

- ・組合からの提案で、順番を変えて整理番号⑧に進んでもよいか。(異議なし。)

(彦名校区自治連合会)

- ・二次評価の時点で 4 ポイント差があるのに、彦名町をどうして最終候補地としたかということには、町民等から大きな疑問と質問が投げかけられていた。その時の選定委員会の説明は、「わずかな差であり、対外的な説明が難しい。」ということで、彦名も合わせて二つの候補地を最終候補地としてもう一度総合的に評価したほうが良いということで最終評価が行われた。彦名町のポイントが低く、大きな差が出たのは、二次評価の数字だけ見ると、地権者の数、抵当権の設定あるいは未登録地の多さであることは内容を見れば理解できる。しかし、一般人にはわかりにくい。この要求書を出した時点では、4 ポイント差があったのに、何故、尾高・日下にしないのかと一般住民の声が非常に多かったということで、こういった形で要求書を提出させていただいた。もうひとつは、一位、二位が僅差になった場合どうするかということ想定した議論が選定委員会でなされていないことである。

(組合)

- ・最終候補地調査の対象を複数箇所とした理由について、候補地評価基準に基づいて一次評価・二次評価を行った結果大きな差がなかったことから、第 7 回用地選定委員会における審議を踏まえ、一次評価・二次評価の総合評価点の上位二か所の候補地を最終候補地調査の対象とすることとし、最終候補地調査の対象地を米子市彦名町及び米子市尾高・日下地内に選定されたもの。第 7 回用地選定委員会における審議では、「最終候補地調査を二か所とすることについては一つひとつの項目を見ると評価点がかなり近い。」「評価の仕方が三段階の評価であるため、最後に慎重な調査をすることがより望ましい。」「評価の中で点数の積み上げはそれなりの意味があるが、一点や二点の僅差となると対外的な説明が難しい。」といったことや、「説明責任を果たすためには最終候補地評価を行って再度テーブルの上に乗せて正しい評価をすることが必要。」という議論がなされた。

なお、最も点数が高かった尾高・日下地内 A という配置プランは 193 点であったが、最終処分場が最終候補地調査の対象にならなかったため、中間処理施設を建設すると農地を分断する位置になり、施設配置案としては成立しないことになる。この時点で、実質、彦名町地内が 189 点、尾高日下地内 B 地点が 186 点と順位が入替っている。一方で、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定した時点においては、施設の面積が決定されていない、また尾高・日下地内 B は尾高・日下地内 A と半分程度が同一敷地となっていることから、一つの施設配置案として取扱うこととした。つまり、仮に最終候補地調査を一か所で実施するということであれば彦名町地内においてのみ実施するということになるが、僅差である候補地においても最終候補地調査を実施して正しく比較すべきであるということで実施されたものである。

尾高・日下地内 A は、中間処理施設と最終処分場が隣接している配置プラン、追加された尾高・日下 B は、中間処理施設が農地を分断しないように山のほうに寄せて最終処分場を少し離れた

ところに移動させた配置プラン。

最終処分場の一次評価・二次評価の総合評価の第一位が新山・陰田町B、第二位が尾高・日下Bとなり、農振除外には、農地を分断してはいけないという要件があるので、尾高・日下Aは不成立ということになった。

(彦名校区自治連合会)

- ・この資料を初めて出され驚いた。尾高・日下のAプランの場合、山側の農地が分断されるというが、中間処理施設の形を変えれば良いのではないか。分断というのはどういう基準で分断なのか。現にこの分断される土地で作物が作られているか。

(組合)

- ・耕作はされている。
- ・農業振興地域の制度があり、これは農業を集団で効率よく行う、広い土地を一団として行うということであり、これを阻害する場合は農振法に定める規定に抵触するためにその地域からの解除ができないというのが法律の要件になっている。これが抵触し得るかということに関しては米子市の担当課が所管しており、抵触し得るということは確認している。

(彦名校区自治連合会)

- ・分断のレベルがわからない、集団と言われるが、個人でされている場合、集団に該当するのか。

(組合)

- ・農地については、まず農地法というのがあり、その基準とは別に、農業振興地域に関する制度があり、これは米子市が計画を作られる。ここはそれに該当している区域ということで、この形であればその問題に抵触し得ることを米子市に確認している。

(彦名校区自治連合会)

- ・農振地域ということなら彦名も同じこと。あとは、個々の方がこれからも農業をする意思をお持ちかどうかの確認も重要になってくる。Aプランにはならないとのことだが、仮に、話し合いをした結果やっぱりAプランとなった時には、今後されるかどうかの確認をして、ここを買取る。いろいろやり方は工夫すればあるのではないか。

(組合)

- ・それがBプラン。山側に寄せてしまう、そこを買ってしまうというのがBプラン。

(彦名校区自治連合会)

- ・Bプランだと支障物の有無や所有権の問題等で点数が下がり、逆転するということか。

(組合)

- ・最初に驚かれたという話があり、私共も反省している。当初の段階から僅差だったという説明ではなく、今日、説明した選定委員会での審議の経過をもう少し丁寧に説明すべきであった。

(彦名校区自治連合会)

- ・配置プランの資料等についても、組合もそういった質問が出ないと想定しながら作成するというのは非常に難しい部分もあると思うが、確かにこの部分で評価点が当時4ポイント差ということで、町民が騒いだ。この資料等で、ほぼ同程度の差でしかないと理解でき、最終評価が大切になってくる。



#### ④最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性

(彦名校区自治連合会)

- ・景観に関する優位性の判定の結果を見たとき、なぜ彦名に優位性があるかというところだが、当該地の代表的な大山の景観に影響すると書いてある。これについて、基本的には環境アセスにおいては眺望景観と圍繞景観とがあり、それによって判断したと書いてあるが、今まで、一切この圍繞景観の説明は受けていない。

最初の論点としては、彦名も日下も景観形成の重点区域ではない、そんな制限は無いはず。現に大山ロイヤルホテルさんがずいぶん前に中腹に大きな白いホテルを建てておられるが、あれは許されるのかと思いつながら何十年とその景色を見てきた。過去にそのようなことがあるのになぜこの場合は大山の景観に影響を与えるということになったのか教えてもらいたい。

また、令和4年5月27日に説明された資料について、富士市新環境クリーンセンターというのは令和2年の9月に竣工をしているということで、最新鋭の建物であり、自然に調和する画期的なデザインで、非常に優れた好事例として紹介されている。景観形成重点区域でないのであればこれと同じように工夫して目立たない建物を建てられれば問題ないのではないかという趣旨で要求書は出している。

- ・これから組合が資料に基づいて説明されるが、圍繞景観でシミュレーションの資料が出される。尾高・日下では白い建物だと非常に目立つが、富士市の例もあるように、後ろの森林と同じような緑というか深い緑なら非常に調和すると思う。委員の皆さんにはそういった見方で見てもらいたい。一方、彦名町はどのような色にしても地上線から飛び出すので、島根県の山々、中海の湖岸等は一切突出して見える格好になる。また、彦名の場合は、道路の通行時、左手右手に見るという格好で、尾高・日下は正面に見えるということで、彦名に優位性があるということを説明されると思うが、その辺のところを少し考慮して聞いていただきたい。

(組合)

- ・最終候補地調査の目的の一つは優位性を判定することである。景観における最終候補地評価の手法についても、他の項目と同様に鳥取県環境影響評価の手法に準じて行ったものであり、資料3の30ページに鳥取県環境影響評価条例における調査の手法を示している。環境影響評価における景観の評価は、眺望景観と圍繞景観について行われ、31ページに最終候補地評価における景観予測調査の手法、32ページにその結果を示している。
- ・眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観のことで、米子城址と母塚山展望台を眺望点に、大山と弓ヶ浜半島を景観資源に設定して比較したところ、両最終候補地とも背後の山並みを超えることはなく凝視しないと視認できないかあるいは視認できないことから優位性はないと判定された。
- ・眺望景観とは遠めに見た景観のことであるのに対し、圍繞景観というのは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことであり、事業予定地近郊における地域の人々が日常的に利用している場所とか地域の方々に古くから親しまれているものなどを考慮して、当該地域における身近な景観を把握することとされており、地域の生活の場としての眺望点として、尾高・日下地内は県道53号線および日下地区の市道を、彦名町地内は県道47号線の交差点を選定して調査したところ、尾高・日下地区は地域の代表的な大山の景観に影響すること

から、彦名町地内に優位性があると判定されたものである。

- ・周辺の眺望に調和するような工夫をすれば問題無いとの意見については、建設する場合には無論どこ建設候補地であっても配慮は必要だと考えており、この度の評価の目的はあくまで優位性を判定するということである。

(彦名校区自治連合会)

- ・今の説明だと、圍繞景観に対する考え方が違うのではないか。当該地域における身近な景観ということは、地域の日常的に利用しているあるいは古くから親しまれている景観を指していると考え。ネット上で色々調べたが必ずしも、代表的な景色である必要はないというのがほとんどであった。言いたいのは大山の景観のみが圍繞景観ではない、地域の人にはそれぞれに大切にしている景観があると考え。例えば、我々にとっては中海の夕日は、圍繞景観であると思っている。景色としての素晴らしさ、その景色というのは時間を告げる景色でもある。子供にとってはもう帰らないといけない時間とか、農耕している人たちにとっても、そろそろ帰ってご飯の準備をしようという、そういう圍繞景観もある。もう一つは、夕日を見ることで翌日の天気だいたいわかるので、農耕している人たちにとっては明日の仕事の段取りを告げる。そういう我々にとっては大切な景色であり、これは圍繞景観とっていいのではないか。日下の人たちは大山の景色が圍繞景観である、我々は中海の景色が圍繞景観である。ここに何の差がついているのか。この建設に反対して署名された彦名の 200 件以上の方々の理由の中には、風光明媚な中海沿岸に巨大な施設ができて景観に影響が出るからと言われる方もたくさんおられる。そのことから考えると、これを代表的な大山の景色があるから彦名が優位だというのはあまりにも飛躍しているのではないか。
- ・彦名町には建設候補地から 120m離れたところに民家がある。その民家の方は移転等について全然話し合われていない状態で、日下は民家まで 370mということになると、彦名の人には目の前の眺望の中にいつも入ってくるような状態になると思うが、そのことはどう考えているか。

(組合)

- ・中海の夕日、島根半島の眺めということで組合としては、島根県の山並みであるスカイラインを上回って視認されるということは、用地選定委員会で委員にも見ていただいている内容であり、これをふまえて優位性の判定をされた。夕日については、施設ができて夕日が全く見えないということはないので、そこは眺望のことではないと思う。それから、生活の場としてのということで 100mほどの近くに民家があり、確かに工場がよく見えるが、今回は個別の方というよりは地域全体をとらえたような形で眺望点を設定させていただいたところである。
- ・圍繞景観について、当然ながらそれぞれの地域で大切にされている景色というものはある、先ほどから説明しているように候補地の比較をするための調査であり、仮に、建物、施設を建てる場合には、やはりそれぞれの景観の中で最大限マッチしていくように配慮すべきと考えている。地元の皆さんにも違和感なく、こういう施設なら景観に溶け込むだろうというような形で認めていただけるような物を、これからそういったお話をさせていただけるステージになればご相談させていただきながら、地域で大切にされている景色に溶け込んで、場合によってはそれがさらに誇れるような建物を建てさせていただきたいと考えている。勝手に組合が描いたものを建てるということではなく、どこに建てるにしても、地域の景観に溶け込んで場合によっては魅

力がアップするようなものにしていきたいと考えている。そういう気持ちで、景観についてはやはり大切にしたいと考えている。

(彦名校区自治連合会)

- ・この景観に関して、現地調査、シミュレーション、フォトモンタージュ等使って、こういう写真、資料を作成されているが、やけに目立つなと思ったのが資料3の36ページの整備後の配置写真。やけに大きいと感じてグーグルアースを使って距離を図ってみた。そうすると尾高・日下地内では、撮影地点(N0.1)から建物の境界線までは719mあり、撮影地点(N0.2)からは585m、彦名町(N0.1)から建物境界線まで360m。同じく彦名町(N0.2)からは371m、彦名町はだいたい360m~370mで、日下(N0.2)の585m距離がある建物の配置資料のほうが、彦名の360~370mの建物の大きさと比較しておかしいと感じる。

(組合)

- ・距離感等については調べて回答する。

(彦名校区自治連合会)

- ・当然遠くのは小さく見えるし、これが間違っているということであれば、選定委員会の議論というのは根底から崩される。
- ・これは個人的な意見になるが、施設全体における景観等の重点というか、評価は全体の中でどの程度占めるのか、自分的には景観というのは最後の部分で、デザイン次第で馴染ませるような恰好にもできるので、そのことに優位性があるとしても、全体的な評価の中で点数配分をしたら、彦名が3で尾高・日下が1程度の差じゃないのかなと個人的には思っている。その点の部分を選定委員さんがいないので、代わりに組合の意見として、もし点数配分すればこうですよ、今どの程度の差があると考えられているのかということを知りたい。

(組合)

- ・最終候補地評価は基本的には今後実施する生活環境影響評価の項目に準じて設定してあるということで、大気や騒音・振動は、定量的に計れるが、この景観というのは他のものとは違い、量という数値での比較が非常に難しいものである。したがって、点数化はかなり難しいものである。しかしながら、環境影響評価の他の項目と一緒に並べて書いてある項目の一つでもあるので、重要度という意味合いではそう軽いものではない。環境影響評価ということであれば同じ扱いで審議なりをされる項目にもなっている。ただ、ご意見のとおり、他の項目というのは場合によっては人の健康に直接的に被害を及ぼし得るような項目であるが、景観に関しては健康に直接的に被害を及ぼすことは考えにくい項目である。そういった観点では、他の項目のほうが重たいという観点もあるかもしれないが、これについては人それぞれ観点の問題で重い軽いというのが出てこようかと思う。組合としては、施設を建設する際の必要な手続きである環境影響評価の一つの項目として、他の項目と同じように規定されているものであって、軽いものではないと考えている。

(委員)

- ・一次評価・二次評価における評価点について、点数化、配点及び項目は一般的なものなのか。それとも国や県の指針があるのか、県独自または組合独自で作ったものなのか。
- ・先ほど景観は人体に影響はないと、影響がある項目もあるということだが、5点満点で、一次評

価と二次評価で全部足し算すると、健康に影響のあるものの点数が低く、無いものの点数で逆転してしまう、足し算してもいいものかという話に今度なっていくところがある。個々の項目を検討していったところで最初の点数付けのところに問題がなかったかという話になってしまう可能性があり、まずここの部分を説明していただいたほうが話は進めやすいと考える。

(組合)

- ・用地選定に関して決まった基準や法律等はない。各事業主体がどのような手法で選定するのかということ任意に決めている。今回、組合は、第三者委員会である用地選定委員会というものを設置してその中で様々な専門の方に入ってもらって、様々な角度から評価をいただくという形を選択した。まず一次評価に関しては、基本的には法律の規制がかかる事項を中心に(そうでないものもあるが)、特に制限がかかるものと、あとは廃棄物を車で運ぶという特徴があるので、住民の皆様が、特にご心配されること、例えば一次評価の中の生活環境周辺条件ということで、幹線道路の関係で、歩道があるのかないか、通学路に指定があるのかないかとか、こういうところは規制がかかるものではないが、そういったところは評価の中に入れた。二次評価については、事業実行性ということで土地の入手のしやすさといったところを評価項目にしている。経済性については、行政が公の税金というものを使わせていただいて、そしてかなり高額な事業で、他の様々な事業に影響し得るということになるので、効率的に整備できる所はどこなのかというような、大まかにはそういうような形で設定されている。点数を足していいのかということだが、大気、騒音・振動等について、一次評価・二次評価は点数になっているが、最終候補地評価は点数化をして足したものではない。

(委員長)

- ・一次評価と二次評価の点数は最終評価の相対評価の際には、点数の差とか全く考慮していないのか。

(組合)

- ・会議の資料では点数はこうでしたというのは見ていただいている。

(彦名校区自治連合会)

- ・委員さんの発言は、どうして重みづけをしなかったのかということだと思う。安全性なり経済性なり最も重要視されるときに、土地の取得性や地権者数、抵当権の設定、全て5点満点で評価している。そここのところでどうして重きを置かなかったのか、おそらくその重きを置く判断が難しかったということで、5点満点で5点・3点・1点という恰好での評価になったということらしいが、そのやり方で優劣をつけてというのは違和感があると感じていた。特に防災の項目の評価等はあまり載っていないが、そういう部分の違和感というのがぬぐえないということで、どうしてそうなったかということの説明されたほうがよいのではないかと。

(委員)

- ・今、私が質問したのは整理番号⑩のところだが、ここの一次評価・二次評価の点数の部分に関しては、整理番号⑩で検討することにはなるが、おそらく最終的に候補地を2つ決めたというのもここの点数の部分だと思うので、全体に関わってくるところになるので、ここの部分は意識をして全体を議論していったほうがよいと思う。個々の点数は個々の部分でも出てくるので、そこは皆さん意識していただいて検討いただいて、そもそも2箇所決めて議論しているのは

この点数があったからで、その部分の点数の決め方とか、足していいのかみたいな話も含めて最後のところに委員会の、選定委員会の発言内容も書かれているが、これだけではわからない部分もあるので、そういったところを意識しながら他の整理番号の検討事項のところ検討していただきたい。

- ・整理番号④について、組合の見解のところ資料1の5ページ、「圍繞景観とは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことで、事業予定地近傍における地域の人々の日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきたものなどを考慮して当該地域における身近な景観を把握することとされており、」という記述も環境影響評価技術指針の中に記載されているものなのかどうか。

(組合)

- ・基準を確認して回答する。

(委員)

- ・さっきの一次評価・二次評価における評価点の重み付けについて、人に危険があるものと危険がないものを足していいのかということだが、そもそも5点満点という言い方がだいぶ引きずっていると思うが、実質は三段階評価であって、点数化できないけど一応差をつけるための評価で5段階風に見えるけど実は三段階評価、つまりそれは○なのか△なのか×なのかということの意味を以て、いいのか、だめなのか、だめだとしか判断できない、でもこれに差をつけるために1点・3点・5点に見かけ上そうしているだけであると考えていく、それで、人に対してのいいか悪いかの判断も結局本当にダメならそこには、絶対建てられないわけで、中海に建てますとか頂上に建てます、崖に建てますというのは評価点が1だろうが仮に付帯事項がついてもそれは絶対に無理ですよということが付くものであろう。なので、そういうところに建てるという行為自体はもしかしたら俎上にも上らないかもしれない。なので、ここに点数化で上る時点でそこは原則的にクリアできているものが上るということを考えて私はよいのではないかと、水害リスクとか地震のリスクというのは、リスクの点で考え始めれば日本はいつかなくなるので、すべてが×になってしまう。その与えられた条件の中で、○なのか△なのか×なのかということだけを判定しているので、足し算すること自体に問題は無いのではないのかと解釈している。

## ⑤最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性

(彦名校区自治連合会)

- ・単純に混雑度は1を超えるという回答しかないもので、では混雑度1というのは何を示しているのか、それから、日下のほうは信号機がほとんどない。私が何回か車で走った時間に、おそらく混雑度1というのは所定のスピードが出ないということ想定されていると思うが、そういったことは一度もない。そうすると、この混雑度は何か示してもらいたい、根本的なところで。それで次に数字だが、これもいろいろなネット上で混雑度について書かれていて、これも全てではないが、地方の場合は、信号機等の問題があるが、混雑度1.18になって初めて少し滞る時間帯があるかなということであり、理論的には証明されていないというような論調のものがある。混雑度1は飽和状態のことだと思う。いろいろ書かれているが、このはっきりしない混雑度を

もとに、小数点以下のことを話し合って果たして意味があるのか。

- ・一次評価では、彦名は混雑度 0.64、尾高日下は 0.66 で、ほぼ同じだった。この数字は、下にあるが 12 時間なり 24 時間の混雑度を示したもので、これを見る限り、全く影響はない、混雑しないということになる。
- ・最終候補地調査では、混む時間帯を一時間単位で抜き出したもので、一番上の県道 53 号線混雑度 1.05 が 1.11 になる。1.0 と 1.11 と何が違うのか。10 時も 0.82 が 1.11 になる。三つ目の同じ県道 53 号線、場所は違うが、これが 1.05 だったのが 1.06 になる。真ん中の県道 159 号線というのは通勤道路。8 時から 9 時は通勤時間帯なので当然混んでいて 1.49。それが、焼却場ができれば 1.50 になる。もともとこの混雑度を調べるのはインフラの整備のために、これを見る限りすでに 1.49 あるので、これは市とか県とかの問題の話である。ことさら彦名と比べる必要のない数字を挙げている。これだけで彦名に優位性があるといわれるとどうしようもないが、その根拠になっている数字を説明できるのか。この表についても 12 時間でみると県道 53 号線は 0.89 なのに、一時間ずつ切り取ってあるから 1.11 になっている。それから県道 159 号線のこの混むところは 12 時間で切り取ると 1.06 でもしかしたら若干つかえる時があるかなぐらいのレベル。下の県道 53 号については 0.83 と混まない。無理に優位性を出す必要があるのか、出せるのか。
- ・一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞の対比について、尾高・日下は 1 車線なので実際に数字は高く出るが台数にしたらすごく少ない。それは大きな問題ではなく、それよりは米子の中心市街地は、どの時間帯も混むところは混むので、これ以上混まないように考えてほしい。資料 3 で試算されているが、やはり彦名にすると中心市街地を通る台数は増える。日下の数字を気にして彦名にするよりは米子の中心市街地が大いに活性化できるように配慮したほうが、鳥取県西部広域は大きな名前を持っているのでそのほうがいいのではと、こじつけに聞こえるかもしれないが、都市間競争をやっているわけなので、松江、出雲、倉吉、安来。どうやってこの県西部が生き残るかということを考えたら、米子の市街地を発展させないといけない。I ターン U ターンそれと郡部の方、数字は減ってきているが、かなりの方が米子に魅力があるから移ってきておられる。でも整備しなければ魅力はなくなり、県外に出て行ってしまふ。そういうことも相対的に考えると、この 0.89、1.08 という数字に意味があるのか。これは私の主観が入りすぎたと思うが、その辺も配慮できないのか。
- ・都市間競争に関して、松江、出雲、倉吉、鳥取の一般廃棄物の焼却場はみんな山の中にある。私が見る限り、米子だけが河崎（平地）であり、他ではなぜ山に建てているかという意味が当然あるわけで、その辺も考慮されているのか。
- ・具体的にはこういう交通量というのがわからないので、混雑度が 1.0 超えると混雑しているとされる記述があるが、具体的に 1.0 という状態は道路上で見て車がどういう状態のときなのか。

(組合)

- ・第 1 回選定委員会の時に配布した地元説明資料（資料 2-1）の 21 ページ、混雑度については、道路には、カーブ、信号、歩道の有無及び車道の幅などを考慮した交通容量というのがある。例えば、県道 53 号線淀江岸本線、これは片側一車線の道路で交通容量は 703 になっている。そこに対して、8 時から 9 時に 739 台が通過している。これを割り算すると混雑度が出る。これは現

状の数字であり、ここにごみの運搬の車両が通ると、通過台数が増えるので混雑度が上がっていく。混雑度が1以下であれば道路が混雑することなく円滑に走行できる状態であるとされている。彦名町地内の県道47号線、いわゆる内浜産業道路といわれるところで、こちらは片側二車線でまっすぐ、歩道もあり、信号もそんなに多くない路線かと思うが、交通容量が2000という大きな数字となっており、この2000という容量に対してどれだけの通過台数があるのかというところで割り算をして混雑度が出てくるというのが混雑度の数字である。それ以上のことはまた資料を作らせていただく。

(彦名校区自治連合会)

- ・具体的にはよくわからないが、資料によると1.0以下というのは道路が混雑することなく円滑に走行できるということなので、1.0でも円滑に走行できる数字と解釈したらいいのかなと、1から1.25のとき可能性としては渋滞するか混雑することが一時間ある、何時間も混雑する可能性は少ないとWikipediaに載っていた。

(委員長)

- ・本日はここまでとさせていただきたい。

## (2) 次回委員会の会議の公開・非公開について

(委員長)

- ・次回委員会の公開・非公開について決めさせていただく。本日と同様な議論となるので、非公開情報に該当するような事項はないと思うので、公開としたいがいかがか。

(委員)

- ・異議なし。

(委員長)

- ・公開とする。

## 4 その他

(事務局)

- ・次回の委員会の開催について、委員長の発言のとおり次回も引続き意見のやり取りをさせていただくということで、2/8 13:30から米子コンベンションセンター3階第1会議室で開催する予定。当初午後1時からと案内していた開催時間を、1時半から最大延長で16:50までに変更する。

## 5 閉会

(事務局)

- ・以上で、第3回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会を閉会する。